

京都市上下水道企業管理者規程第13号

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

京都市公共下水道事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「または」を「又は」に改め、「並びに職業」を削り、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 建築物の概要及び用途

第3条第1号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第4条第2項中「納付」を「納入」に改める。

第5条第1項第1号中「または」を「又は」に改め、「並びに職業」を削り、第2号中「または」を「又は」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 排水設備を使用する業態

第6条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号及び第2号中「こえる」を「超える」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「認定期間を、36月の」を「認定期間を36月の」に改め、同条第4項第1号中「住所、名称、氏名（法人にあっては、代表者の氏名）」を「住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名」に改め、同項第3号中「名称又は氏名」を「氏名又は名称」に改める。

第6条の2第3項中「管理者は、」を削る。

第8条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、「並びに職業」を削り、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「行なった」を「行った」に改める。

第9条中第1号中「または」を「又は」に改め、「並びに職業」を削り、同条第2号中「または」を「又は」に改め、同条第3号中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に改める。

第14条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条中「納付」を「納入」に改める。

第16条第1項第1号中「もの」を「者」に改め、同項第3号中「納付」を「納入」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)